
緊急融資制度の最新情報 (2020年5月8日更新)

アップパートナーズグループ
株式会社 フォルテワン
財務コンサルタント 豊沢 清吾

目次

- アップパートナーズグループの緊急融資の支援実績
- 民間金融機関の実質無利子融資制度の概要
- 民間金融機関の実質無利子融資制度のポイント
- 金融機関によるワンストップ手続き
- その他トピックス

アップパートナーズグループの緊急融資の支援実績 (2020年5月8日現在)

- ・アップパートナーズグループは、
新型コロナウイルス感染症の影響が生じた顧問先様に対し、
迅速に資金繰りの相談、手続きの案内、アドバイスを行ってきました。

その結果、**申込件数 499件、申込金額 136.1億円**の手続きをサポートし、
2020年5月8日現在で**融資金額 36.7億円**の実行支援を行っています。
(残りは現在、金融機関にて審査手続き中)

- ・引き続き最新情報、有益な情報を顧問先の皆様に提供できるように、
努めてまいります。

民間金融機関の実質無利子融資制度の概要

- 信用保証協会（民間金融機関）において**3年間の実質無利子融資**が開始

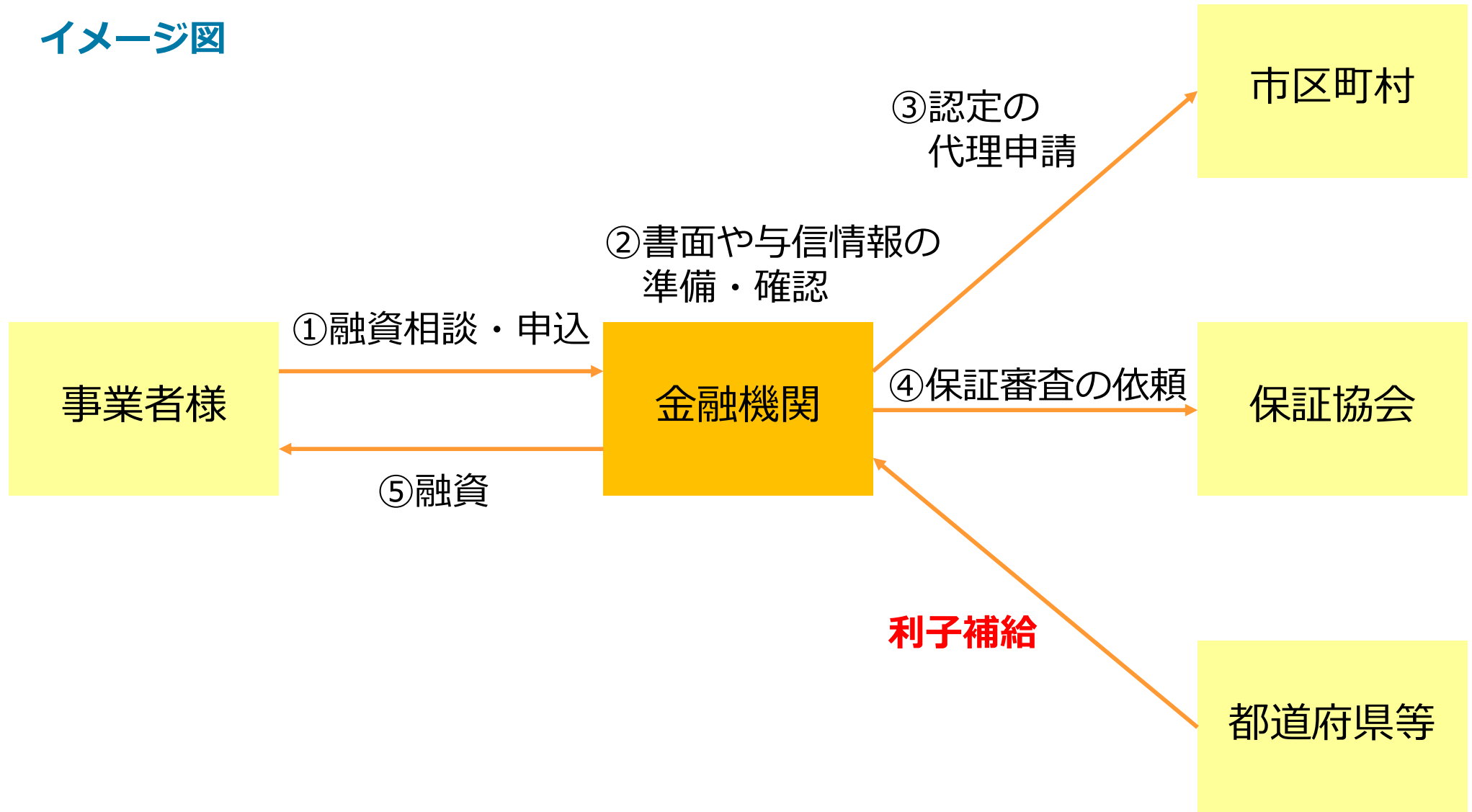
	福岡県	佐賀県	長崎県
対象者	①セーフティネット4号 ②危機関連保証 ③セーフティネット5号のうち個人事業主かつ小規模事業者 ※ 小規模事業者：従業員20名以下(商業・サービス業は5人)	①セーフティネット4号 ②危機関連保証 全て対象 ③セーフティネット5号	①セーフティネット4号 ②危機関連保証 ③セーフティネット5号のうち個人事業主かつ小規模事業者で売上 5%以上減 ④セーフティネット5号のうち個人事業主かつ小規模事業者以外の方で売上 15%以上減
融資限度額	3,000万円	8,000万円	3,000万円
融資期間 (据置期間)	10年以内 (5年以内)	10年以内 (2年以内)	10年以内 (5年以内)
融資利率	実質無利子 (3年経過後1.3%)		
保証料率	0%		
担保	無担保		
保証人	法人は一定要件(原則非徴求)	個人は不要 ※一定要件：(1)法人・個人の分離、(2)資産超過	

民間金融機関の実質無利子融資制度のポイント

- ・ 信用保証付き既往債務を実質無利子融資に借り換えが可能
- ・ セーフティネット5号の対象業種が全業種に変更（5月1日より）
- ・ セーフティネット、危機関連保証の認定書の有効期限が、
当初：認定後1ヶ月 ⇒ 変更後：8月31日まで延長
認定書の再取得が不要になりました。
- ・ 4月までにセーフティネット、危機関連保証の融資を受けた事業者様が、
実質無利子融資を受けるには、再度申込み（借り換え）が必要
- ・ 金融機関を一次元窓口として、ワンストップでの手続きが可能（詳細次項）

金融機関によるワンストップ手続き

イメージ図



※ 自治体によっては、スキームの一部が異なる場合があります

その他トピックス

- ・ WAM（福祉医療機構）の融資期間が**最大10年⇒15年**に変更
- ・ **日本政策公庫とWAMの緊急融資の併用が不可になりました**
ただし、商工中金とWAMの併用は可能です
- ・ 政府系金融機関（日本政策公庫、商工中金等）や信用保証協会による**融資・保証の対象外としてきた業種（パチンコ屋、場外馬券売場、場外車券売場等）が5月上旬に、融資・保証の対象となる予定です。**
- ・ 中小企業からの**融資条件変更（返済猶予、少額返済）の申込みのうち、金融機関が99.7%を対応**（2020年4月30日 日本経済新聞より）
⇒返済が難しい場合は、返済を止めることも検討しましょう



For your Smile.

forte ONE CO.,LTD